

経営事項審査制度の改正 ⑭ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その9)

はじめに

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(以下、「チェックリスト」と記します。)の解説の 9 回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-18 純資産

- ・ 純資産の部は、株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。

純資産の部は、会社法の施行に伴ない、従来の資本の部から、表示方法が大幅に変更になっていますので注意が必要です。チェックリストは、純資産の部の大区分を示しています。このうち、資本剰余金は、さらに資本準備金とその他資本剰余金に区分されます。その他資本剰余金は、会社法で定める資本準備金以外の資本剰余金で、資本金及び資本準備金の取崩によって生じる資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益が含まれます。

利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金であり、利益準備金とその他利益剰余金に区分されます。その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会決議に基づいて積み立てられた、別途積立金や圧縮積立金、特別償却準備金等の任意積立金と、それ以外である繰越利益剰余金に区分されます。

評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等を計上します。

チェックリストには記載がありませんが、期末時点において自己株式を有している場合、自己株式の金額は、株主資本の末尾に控除形式で記載する必要があります。

なお、純資産の部の前期末残高から当期末残高への変動の状況は、株主資本等変動計算書で表されます。

2-19 収益・費用の計上(全般)

- ・ 収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
- ・ 原則として、収益については、実現主義により、費用については、発生主義により認識している。

本項は、損益計算書における、収益、費用の計上の一般原則を記載したものです。

収益の計上基準は原則として実現主義によるとされています。工事収益の計上に関しては、詳細は次項で述べますが、工事完成基準はまさに実現主義に基づく計上基準であります。工事進行基準は、どちらかというと、実現主義というよりは、発生主義の考え方に近い計上基準であると思われれます。

工事以外の一般的な販売契約においては、出荷基準、引渡し基準、相手先検収基準等が考えられます。また、サービスの場合には、役務提供基準により、売上を計上するのが一般的です。いずれにしても、取引の実態を最も適切に表すと考えられる方法を選択する必要があり、一度選択した方法は、合理的な理由がある場合を除き、每期継続して適用する必要があります。

費用については、その支出に基づいた金額をその性質により、収益に対応させ、その発生した期間に正しく計上します。支出に基づいた金額には、引当金や未払金、未払費用など、将来における支出を含みます。

なお、一般的でない収益又は費用の計上基準を採用している場合には、個別注記表の重要な会計方針で、採用した基準を記載する必要がありますので注意が必要です。

チェックリストには記載がありませんが、損益計算書上、その内容に応じ、収益については、売上高、営業外収益または特別利益に、費用(または損失)については、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用または特別損失に適切に区分して計上する必要があります。特に、現場監督など、工事に直接かかわる従業員の人件費は、販売費及び一般管理費ではなく、工事原価に含めて計上する必要がありますので注意が必要です。

これらの表示区分が適切でない場合、当期純利益の金額に変化がない場合でも売上総利益や経常利益の金額が正しく計上されないこととなり、その結果、Y 点も正しく計算されないことになってしまいますので、ご留意いただきたいと思えます。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)